

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程、国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程又は国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 2 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 3 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターへリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 基本給は、毎月21日に支給する。ただし、21日が国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条第1項第1号から第3号までに規定する所定休日(以下この項において「所定休日」という。)に当たるときは、21日の直前の所定休日以外の日にこれを支給する。

- 2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
- 3 賞与は、第19条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 4 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
- 5 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターへリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
- 6 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。
 - (1) 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - (2) 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 共済組合保険料
 - (4) 雇用保険料
 - (5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から労働時間規程第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあっては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあっては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第36条から第38条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表(別表第1)

ア 一般職基本給表(一)

イ シニア一般職基本給表(一)

ウ 一般職基本給表(二)

エ シニア一般職基本給表(二)

(2) 教育職基本給表(別表第2)

ア 教育職基本給表(一)

イ 教育職基本給表(二)

(3) 医療職基本給表(別表第3)

ア 医療職基本給表(A)

イ シニア医療職基本給表(A)

ウ 医療職基本給表(B)

エ シニア医療職基本給表(B)

(4) 指定職基本給表(別表第4)

2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(昇給)

第14条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の表に掲げる教職員(別に定めるものを除く。)の昇給の号俸数は、第1項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を2号俸とすることを標準として、これを決定するものとする。

基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(一)	1級、2級	次条で定める昇給の時期において 40歳以上
一般職基本給表(一)	3級	次条で定める昇給の時期において 45歳以上
一般職基本給表(一)	4級	次条で定める昇給の時期において 50歳以上

4 前3項の規定にかかわらず、次の表に掲げる教職員(別に定めるものを除く。)については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。

基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(一)	1級、2級	次条で定める昇給の時期において 45歳以上
一般職基本給表(一)	3級	次条で定める昇給の時期において 50歳以上
一般職基本給表(一)	4級以上	次条で定める昇給の時期において 55歳以上
一般職基本給表(二)	全て	次条で定める昇給の時期において 57歳以上
一般職基本給表(一)及び一般職基本給表(二)以外の基本給表	全て	次条で定める昇給の時期において 55歳以上

5 前項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。

6 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第15条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第16条 教職員が就業規則第32条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第17条 教職員が現に受けている号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第18条 就業規則第17条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者の従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

第19条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。

(1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者

- (2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
- 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

第20条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。

- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

第21条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。

- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
- 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第22条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

- 2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が基本給月額の100分の4.5を超えるときは、基本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者を除く。)に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当及び第11条第4号に規定する指定職基本給表に定める指定職の基本給には、第38条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第40条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号))に規定するものに限る。以下同じ。)又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号))に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者に限る。)に対しては、月額51,600円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。

- 2 前項の扶養親族は、別表第9に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。また、扶養手当の額は同表に掲げる額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子の中に、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、前項の規定による額に加算した額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第27条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	那珂郡東海村	100分の12
大阪府	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、枚方市、箕面市	100分の12

(住居手当)

第28条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。
 - (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあっては、算出単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の算出単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を算出単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円に算出単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
 - (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、算出単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円
 - シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円
 - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあっては、前2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち、最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。
- (4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 2 通勤手当は、前項に規定する金額を算出単位期間で除して得た額を各月の第4条に定める日に支給する。
- 3 この条において「算出単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 4 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第30条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第31条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)又はシニア一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第32条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表又はシニア一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 一般職基本給表又はシニア一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第33条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第34条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分		
勤務時間が深夜の全部を含む勤務		9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務		4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務		3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務		2,600円

3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第29条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第35条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であつて医師免許証を有する者又は医療職基本給表(B)若しくはシニア医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第35条の3 夜間診療等手当は、次項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員(教育職基本給表(一)の適用者にあっては、医師免許証又は歯科医師免許証を有するものに限る。)のうち医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分及び当該教職員に適用される基本給表に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	基本給表	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	教育職基本給表(一)	15,000円
	医療職基本給表(A)	4,500円
	シニア医療職基本給表(A)	4,500円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	教育職基本給表(一)	7,300円
	医療職基本給表(A)	2,200円
	シニア医療職基本給表(A)	2,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	6,400円
	医療職基本給表(A)	1,900円
	シニア医療職基本給表(A)	1,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	4,400円
	医療職基本給表(A)	1,300円
	シニア医療職基本給表(A)	1,300円

(緊急診療等呼出手当)

第35条の4 緊急診療等呼出手当は、教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、教育職基本給表(一)の適用者であつて医師免許証若しくは歯科医師免許証を有する者又は医療職基本給表(A)、シニア医療職基本給表(A)、医療職基本給表(B)若しくはシニア医療職基本給表(B)の適用者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第35条の5 災害派遣医療等手当は、教職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。

3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

- 第36条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

- 第37条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。
- 2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

- 第38条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)。

(宿日直手当)

- 第39条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

- 第39条の2 第23条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。
- 2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

- 第40条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。)を受けたときは、これを控除した額)を支給する。
- 2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。
- 3 教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。
- 5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

- 第41条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

- 第42条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)
- 3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第27条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。
(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)
- 4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第28条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)
- 5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)
- 6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(休職期間中の給与に関する経過措置)
- 7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第40条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。
(経過措置に係る支給日)
- 8 前5項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。
(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)
- 9 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)
- 10 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していたものについては、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第23条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。
(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)
- 11 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者を含む。)については、第6条及び第14条第1項の規定は適用しないものとする。
(入試手当に関する特例)
- 12 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(特別赴任手当に関する特例)
- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けている別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第23条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員
(加給金額に関する経過措置)
- 9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。
(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)
- 10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けている号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。

(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)

12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第14条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。

13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

(地域手当に関する経過措置)

14 第27条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

(基本給の調整額に関する経過措置)

2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として第23条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。

(管理職手当に関する経過措置)

3 第24条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員(以下「同一基本給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日において占めていた職責区分(以下「旧職責区分」という。)に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員) 同日にその者が受けている管理職手当額

(2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。) 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額

(3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額

(4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額

(5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額

5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等

を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の特例措置)
- 2 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除

した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。

(併給禁止)

- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第33条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成24年4月1日における号俸を1号俸(ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあっては、2号俸)上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。

(教職員の基本給等に係る特例)

- 2 第10条の規定による基本給の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、基本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第4項から第6項までの規定による基本給を含む。)から、当該基本給月額(教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まない。以下同じ。)に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割合
一般職基本給表(一)	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表(二)	1～3級	100分の4.77
	4～5級	100分の7.77
教育職基本給表(一)	1～2級	100分の4.77
	3～4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表(二)	1～2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表(A)	1～2級	100分の4.77
	3～7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表(B)	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第24条の規定による管理職手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第27条の規定による地域手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額(附則(平成18年4月1日施行)第15項の規定による地域手当の月額を含む。)から、次の各号に定める額を減ずる。
- (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかか

わらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。

(1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額

(2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額

6 第40条の規定による休職期間中の給与の支給に当たっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。

(1) 第40条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額

(2) 第40条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第40条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

7 前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

2 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)

2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(基本給月額に関する経過措置)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員で、その者が受ける第11条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けっていた基本給月額(以下「暫定基本給月額」という。)に達しない者については、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。た

だし、第6項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適當と認められない場合は、この限りでない。

3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。

4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。

5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

6 前4項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けている号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第2項から第5項までの規定による基本給を支給することができるものとする。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の特例措置)

2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の特例措置)

2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

2 第26条に規定する扶養手当は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、同条第1項の規定にかかわらず、同項ただ

し書を適用しない。

- 3 第26条第3項の規定にかかわらず、次の各号に定める期間においては、同項を当該各号に定めるものとそれぞれ読み替え、これを適用するものとする。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1人につき10,000円、扶養親族たる子については1人につき8,000円(教職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)とする。
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。
- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円)、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(平成29年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の特例措置)
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成30年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の特例措置)
- 2 平成30年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第28条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
(平成31年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員の特例措置)
- 2 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなつた教職員については、前項本文の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。
(住居手当に関する経過措置)
- 3 第1項ただし書に規定する施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において改正前の第28条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を

含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める教職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第28条の規定にかかるわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第28条第1項に該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の第28条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

(災害応急作業等手当の廃止)

2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)

2 令和4年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項本文の規定にかかるわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、令和5年12月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)

2 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項の規定にかかるわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、平成16年4月14日施行附則第12項の改正については、令和6年9月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行日において、改正前の第29条第4項に規定する支給単位期間の残存期間がある場合、当該残存期間中、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
(施行期日等)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正基本給表、第25条の改正規定及び別表第8は令和6年12月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、別表第9にかかわらず、以下の表を適用するものとする。

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

教 職 員	扶 養 親 族	扶養手当の月額
一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき11,500円
一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受けた教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障がい者	1人につき11,500円 1人につき3,500円
その他教職員	配偶者 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障がい者	3,000円 1人につき11,500円 1人につき6,500円

附 則
(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間、第14条第3項の規定にかかわらず、同項に掲げる表を以下に掲げるものと読み替えて適用するものとする。

(令和7年4月1日～令和10年3月31日)

基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(一)	1級、2級	次条で定める昇給の時期において 45 歳以上
一般職基本給表(一)	3級	次条で定める昇給の時期において 50 歳以上

- 3 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間、第14条第4項の規定にかかわらず、同項に掲げる表を以下に掲げるものと読み替えて適用するものとする。

(令和7年4月1日～令和10年3月31日)

基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(二)	全て	次条で定める昇給の時期において 57 歳以上
一般職基本給表(二)以外の基本給表	全て	次条で定める昇給の時期において 55 歳以上

附 則

この改正は、令和7年5月21日から施行し、令和7年5月7日から適用する。

別表第1 一般職基本給表(第11条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600				
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
94		299,400	347,400							
95		299,700	347,800							
96		300,100	348,200							
97		300,300	348,400							
98		300,600	348,800							
99		301,000	349,200							
100		301,400	349,500							
101		301,600	349,800							
102		301,900	350,200							
103		302,200	350,600							
104		302,500	351,000							
105		302,700	351,500							
106		303,000	351,900							
107		303,300	352,300							
108		303,600	352,700							
109		303,800	353,200							
110		304,200	353,600							
111		304,600	353,900							
112		304,900	354,200							

イ シニア一般職基本給表(一)

職務の級	S1級	S2級	S3級	S4級	S5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800
2	218,400	254,300	281,200	304,600	330,000

ウ 一般職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	—	227,700	244,600	276,800	298,300
2	—	228,500	245,400	277,800	300,100
3	—	229,300	246,200	278,800	301,700
4	—	230,100	246,900	279,700	303,300
5	—	230,800	247,600	280,400	304,500
6	—	231,600	248,700	281,100	305,500
7	—	232,400	249,700	281,800	306,400
8	—	233,200	250,700	282,500	307,200
9	—	234,000	251,700	283,100	308,100
10	—	234,700	252,900	283,700	309,500
11	—	235,400	254,000	284,300	310,800
12	—	236,100	255,000	284,900	312,000
13	—	236,800	256,100	285,500	313,000
14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	
89	242,900	266,100	298,000	322,000	
90	243,200	266,300	298,500	322,300	
91	243,500	266,600	299,000	322,600	
92	243,700	266,800	299,300	322,900	
93	243,900	267,100	299,700	323,100	
94	244,200	267,400	300,200	323,400	
95	244,500	267,700	300,700	323,700	
96	244,700	267,900	301,200	323,900	
97	244,900	268,100	301,500	324,100	
98	245,200	268,400	301,900	324,400	
99	245,400	268,600	302,400	324,700	
100	245,700	268,900	302,900	324,900	
101	245,900	269,100	303,300	325,100	
102	246,100	269,300	303,700		
103	246,400	269,600	304,000		
104	246,700	269,900	304,300		
105	246,900	270,100	304,600		
106	247,200	270,300	305,000		
107	247,500	270,600	305,300		
108	247,700	270,800	305,700		
109	247,900	271,100	306,000		
110	248,200	271,400	306,400		
111	248,500	271,700	306,800		
112	248,700	271,900	307,100		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
113	248,900	272,100	307,300		
114	249,200	272,400	307,600		
115	249,500	272,600	307,900		
116	249,700	272,800	308,100		
117	249,900	273,100	308,300		
118	250,200	273,400	308,600		
119	250,500	273,700	308,900		
120	250,700	273,900	309,100		
121	250,900	274,100	309,300		
122		274,300	309,600		
123		274,600	309,900		
124		274,900	310,100		
125		275,100	310,300		
126		275,300	310,600		
127		275,600	310,900		
128		275,900	311,100		
129		276,100	311,300		
130		276,300	311,600		
131		276,600	311,900		
132		276,900	312,100		
133		277,100	312,300		
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

エ シニア一般職基本給表(二)

職務の級	S1級	S2級	S3級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	181,800	227,700	244,600
2	216,600	240,400	269,000

別表第2 教育職基本給表(第11条関係)

ア 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,500	23,800	25,400	30,000
1	217,800	261,400	317,100	358,300	423,100
2	220,300	263,600	319,300	360,900	425,000
3	222,700	265,700	321,500	363,500	426,800
4	225,100	267,600	323,600	366,000	428,500
5	227,500	269,400	325,700	368,400	430,200
6	229,900	270,900	327,600	370,800	432,100
7	232,400	272,400	329,400	373,300	434,000
8	234,800	273,900	331,200	375,700	435,800
9	237,300	275,700	333,000	378,200	437,200
10	239,100	277,700	334,900	380,700	439,100
11	240,900	279,700	336,700	383,200	441,000
12	242,700	281,700	338,500	385,600	442,900
13	244,300	283,700	340,300	388,000	444,300
14	245,900	285,900	341,900	389,600	446,200
15	247,500	288,000	343,500	391,100	448,100
16	249,000	290,100	345,000	392,600	450,000
17	250,500	292,000	346,500	393,600	451,700
18	251,900	294,700	348,100	395,300	453,500
19	253,200	297,400	349,700	396,700	455,300
20	254,600	300,000	351,300	398,000	457,100
21	256,000	302,600	352,700	399,200	459,100
22	257,500	305,000	354,700	400,200	461,300
23	259,000	307,400	356,700	401,200	463,700
24	260,500	309,600	358,700	402,200	466,000
25	262,000	311,800	360,500	403,100	468,000
26	263,700	313,800	362,100	404,200	470,100
27	265,400	315,800	363,700	405,300	472,200
28	267,100	317,800	365,300	406,400	474,200
29	268,600	319,800	366,600	407,500	476,200
30	270,500	321,700	368,100	408,600	478,500
31	272,400	323,600	369,500	409,700	480,700
32	274,300	325,500	370,800	410,800	482,600
33	276,100	327,300	372,100	411,900	484,500
34	277,300	329,200	373,300	413,000	486,600
35	278,500	331,100	374,500	414,100	488,800
36	279,600	333,000	375,600	415,300	490,800
37	280,600	334,700	376,700	416,300	492,900
38	281,600	335,900	378,100	417,400	494,900
39	282,700	337,000	379,400	418,500	496,800
40	283,800	338,100	380,700	419,700	498,700
41	284,600	338,700	382,000	420,600	500,700
42	285,700	339,100	383,300	421,700	502,600
43	286,800	339,500	384,600	422,800	504,300
44	287,700	339,900	385,900	423,800	506,200
45	288,300	340,500	387,200	424,800	508,100
46	289,300	341,000	388,400	425,900	509,900
47	290,200	341,500	389,600	427,000	511,700
48	291,100	341,900	390,700	428,100	513,500
49	292,100	342,300	391,800	429,100	515,200
50	292,600	342,700	393,000	430,300	516,900
51	293,100	343,100	394,100	431,500	518,700
52	293,700	343,500	395,200	432,700	520,500
53	294,200	343,900	396,300	433,400	522,000

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
54	294,700	344,300	397,500	434,300	523,600
55	295,000	344,700	398,700	435,200	525,300
56	295,400	345,100	399,800	436,000	526,900
57	295,800	345,500	400,800	436,800	528,500
58	296,300	345,900	401,800	437,700	529,800
59	296,800	346,300	402,800	438,600	531,100
60	297,200	346,700	403,700	439,400	532,300
61	297,600	347,100	404,900	440,100	533,500
62	298,000	347,500	406,300	441,000	534,500
63	298,400	347,900	407,700	442,000	535,500
64	298,800	348,300	409,100	442,900	536,500
65	299,200	348,700	409,900	443,800	537,100
66	299,600	349,100	410,900	444,700	538,000
67	300,000	349,500	411,900	445,700	538,900
68	300,400	349,900	413,000	446,600	539,800
69	300,800	350,300	413,900	447,600	540,700
70	301,200	350,800	414,700	448,600	541,500
71	301,600	351,200	415,500	449,500	542,200
72	302,000	351,600	416,200	450,500	542,700
73	302,400	351,900	416,900	451,400	543,400
74	302,800	352,400	417,800	452,300	543,900
75	303,200	352,800	418,600	453,200	544,700
76	303,600	353,200	419,200	454,200	545,300
77	304,000	353,600	419,800	455,000	545,800
78	304,400	354,100	420,300	455,400	546,400
79	304,800	354,600	420,700	456,000	547,000
80	305,200	355,100	421,100	456,600	547,600
81	305,500	355,600	421,400	457,300	548,200
82	305,900	356,300	421,800	458,000	
83	306,300	357,000	422,100	458,300	
84	306,600	357,700	422,500	458,900	
85	306,900	358,300	422,800	459,300	
86	307,300	358,900	423,200	459,700	
87	307,700	359,500	423,600	460,100	
88	308,100	360,100	424,000	460,400	
89	308,600	360,600	424,300	460,700	
90	309,000	361,000	424,600	461,000	
91	309,400	361,400	425,000	461,500	
92	309,800	361,800	425,300	461,800	
93	310,200	362,200	425,600	462,100	
94	310,700	362,600	426,000	462,400	
95	311,200	363,100	426,300	462,700	
96	311,600	363,500	426,600	463,000	
97	311,800	364,100	426,900	463,300	
98	312,200	364,600	427,200	463,800	
99	312,600	365,000	427,500	464,100	
100	313,000	365,500	427,800	464,400	
101	313,200	365,900	428,100	464,700	
102	313,600	366,400	428,400		
103	313,900	366,700	428,700		
104	314,400	367,100	429,000		
105	314,800	367,600	429,300		
106	315,100	368,000	429,600		
107	315,400	368,500	429,900		
108	315,700	369,000	430,200		
109	315,900	369,400	430,500		
110	316,200	369,900	430,800		
111	316,600	370,300	431,100		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
112	317,000	370,700	431,400		
113	317,300	371,100	431,700		
114	317,700	371,500	432,000		
115	318,000	371,900	432,300		
116	318,300	372,300	432,600		
117	318,600	372,700	432,800		
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,200	374,600			
123	320,400	375,100			
124	320,700	375,400			
125	321,000	375,800			
126	321,200	376,300			
127	321,500	376,800			
128	321,800	377,200			
129	322,100	377,600			
130	322,400	378,100			
131	322,800	378,600			
132	323,000	379,100			
133	323,200	379,600			
134	323,500	380,100			
135	323,800	380,600			
136	324,000	381,100			
137	324,300	381,600			
138	324,500	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,400	383,600			
142	325,800				
143	326,200				
144	326,600				
145	326,800				
146	327,200				
147	327,500				
148	327,900				
149	328,100				
150	328,500				
151	328,800				
152	329,200				
153	329,400				
154	329,800				
155	330,200				
156	330,600				
157	330,800				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者(2級該当者は助教の職にあるものに限る。)については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	230,200	263,100	317,100
2	233,000	264,900	319,300
3	236,100	266,700	321,500
4	239,100	268,400	323,600
5	242,300	270,000	325,700
6	245,500	271,500	327,500
7	248,600	273,000	329,300
8	251,700	274,500	331,100
9	254,700	276,000	332,900
10	256,500	278,000	334,700
11	258,200	280,000	336,500
12	259,800	282,000	338,400
13	261,400	284,000	340,300
14	262,800	286,000	341,900
15	264,200	288,000	343,500
16	265,500	290,000	345,100
17	266,800	292,000	346,100
18	267,900	294,700	348,300
19	268,900	297,300	350,500
20	269,900	299,900	352,700
21	271,300	302,500	354,600
22	272,800	305,000	356,900
23	274,300	307,400	359,200
24	275,800	309,700	361,500
25	277,300	311,800	363,700
26	278,900	313,900	366,000
27	280,400	316,000	368,100
28	281,900	318,100	370,200
29	283,300	320,100	372,200
30	284,900	321,700	373,800
31	286,400	323,200	375,400
32	287,900	324,700	377,000
33	289,300	326,200	378,600
34	290,600	327,800	379,900
35	291,900	329,300	381,200
36	292,700	330,800	382,500
37	293,500	332,200	383,800
38	294,300	333,600	385,400
39	295,100	334,900	387,000
40	295,900	336,200	388,500
41	296,700	337,400	390,000
42	297,500	339,100	391,600
43	298,200	340,700	393,100
44	298,800	342,600	394,600
45	299,300	344,200	396,000
46	299,800	345,800	397,400
47	300,300	347,300	398,800
48	300,800	348,800	400,100
49	301,300	350,400	401,000
50	301,700	352,000	402,200
51	302,100	353,500	403,300
52	302,500	354,900	404,400
53	302,900	356,300	405,400
54	303,300	357,300	406,600

職務の級	1級	2級	3級
55	303,700	358,300	407,800
56	304,100	359,300	408,900
57	304,500	360,400	410,000
58	304,900	361,700	411,200
59	305,300	363,000	412,400
60	305,700	364,300	413,600
61	306,100	365,600	414,700
62	306,500	366,900	416,200
63	306,900	368,200	417,700
64	307,300	369,500	419,200
65	307,700	370,700	420,600
66	308,100	372,000	421,500
67	308,500	373,300	422,400
68	308,900	374,500	423,200
69	309,300	375,700	424,100
70	309,700	377,000	425,100
71	310,100	378,300	426,100
72	310,500	379,500	426,900
73	310,900	380,700	427,600
74	311,400	382,000	428,400
75	311,900	383,300	429,200
76	312,400	384,500	430,100
77	312,800	385,700	431,100
78	313,300	386,900	432,100
79	313,800	388,000	433,000
80	314,200	389,200	433,900
81	314,600	390,600	434,600
82	315,100	392,000	435,500
83	315,600	393,500	436,400
84	316,000	394,900	437,200
85	316,400	395,900	438,100
86	316,900	397,200	438,900
87	317,400	398,500	439,700
88	317,900	399,900	440,600
89	318,300	401,000	441,300
90	318,800	402,000	441,700
91	319,200	403,000	442,100
92	319,600	404,100	442,500
93	320,200	404,900	442,900
94	320,700	406,000	443,400
95	321,300	407,100	443,800
96	321,900	408,000	444,200
97	322,300	408,900	444,400
98	322,700	409,800	444,800
99	323,000	410,700	445,100
100	323,300	411,600	445,400
101	323,600	412,400	445,700
102	323,900	413,400	
103	324,200	414,400	
104	324,500	415,400	
105	324,900	416,000	
106	325,400	416,700	
107	325,900	417,400	
108	326,300	418,000	
109	326,700	418,400	
110	327,200	418,800	
111	327,600	419,100	
112	328,100	419,400	

職務の級	1級	2級	3級
113	328,400	419,600	
114	328,900	419,900	
115	329,300	420,200	
116	329,700	420,500	
117	330,000	420,700	
118	330,400	421,000	
119	330,900	421,300	
120	331,400	421,500	
121	331,600	421,700	
122	332,000	422,000	
123	332,300	422,300	
124	332,600	422,500	
125	332,800	422,700	
126	333,100		
127	333,600		
128	334,000		
129	334,200		
130	334,600		
131	335,000		
132	335,400		
133	335,600		
134	336,000		
135	336,500		
136	336,800		
137	337,100		
138	337,500		
139	337,900		
140	338,300		
141	338,700		

別表第3 医療職基本給表(第11条関係)

ア 医療職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700	
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500	
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900	
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200	
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500	
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900	
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200	
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500	
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800	
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600		
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200		
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400		
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700		
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000		
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300		
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500		
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800		
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100		
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400		
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600		
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200			
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800			
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400			
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800			
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300			
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800			
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300			
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900			
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400			
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000			
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600			
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100			
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600			
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100			
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600			
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900			
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400			
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800			
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200			
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600			
86		294,100	330,400	351,200				
87		294,300	330,600	351,500				
88		294,500	330,900	351,800				
89		294,900	331,300	352,200				
90		295,100	331,700	352,500				
91		295,300	332,000	352,800				
92		295,500	332,300	353,100				
93		295,900	332,600	353,500				
94		296,100	332,800	353,800				
95		296,300	333,200	354,100				
96		296,600	333,500	354,400				
97		296,900	333,700	354,700				
98		297,100	334,000	355,100				
99		297,300	334,300	355,500				
100		297,600	334,600	355,900				
101		297,900	334,800	356,400				
102		298,100	335,100	356,800				
103		298,300	335,400	357,200				
104		298,600	335,600	357,600				
105		298,900	335,800	358,100				
106			336,000					
107			336,400					
108			336,600					
109			336,800					
110			337,200					
111			337,600					
112			338,000					
113			338,200					

イ シニア医療職基本給表(A)

職務の級	S1級	S2級	S3級	S4級	S5級	S6級	S7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
2	218,400	251,500	274,200	297,800	332,800	370,400	428,600

ウ 医療職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
94	290,200	320,400	353,500	371,500			
95	290,800	321,100	354,100	371,900			
96	291,400	321,700	354,700	372,200			
97	292,000	322,200	355,100	372,800			
98	292,500	322,500	355,500	373,300			
99	293,000	323,100	356,000	373,800			
100	293,500	323,700	356,400	374,300			
101	294,000	324,100	356,900	374,900			
102	294,500	324,700	357,300	375,400			
103	295,000	325,300	357,800	375,900			
104	295,400	325,800	358,200	376,300			
105	295,800	326,200	358,500	376,900			
106	296,300	326,700	359,000	377,400			
107	296,800	327,200	359,400	377,900			
108	297,100	327,700	359,700	378,400			
109	297,300	328,100	360,100	379,000			
110	297,600	328,500	360,600	379,400			
111	297,800	328,800	361,100	379,900			
112	298,100	329,100	361,600	380,400			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
113	298,400	329,400	362,100	381,000			
114	298,600	329,800	362,600				
115	298,900	330,100	363,100				
116	299,100	330,400	363,500				
117	299,400	330,600	363,900				
118	299,700	330,900	364,300				
119	300,000	331,200	364,800				
120	300,300	331,400	365,300				
121	300,600	331,600	365,700				
122	301,000	331,900	366,200				
123	301,300	332,200	366,700				
124	301,600	332,500	367,200				
125	301,800	332,700	367,500				
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

エ シニア医療職基本給表(B)

職務の級	S1級	S2級	S3級	S4級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	207,700	240,600	277,600	293,000
2	233,600	269,200	289,300	306,400

別表第4 指定職基本給表(第11条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	716,000
2	772,000
3	829,000
4	908,000
5	979,000
6	1,049,000
7	1,122,000
8	1,191,000

別表第5(第23条関係)適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手 (2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員 (8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)又はアイセンター手術部門に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	3 2 1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額(第23条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ シニア一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
S1級	6,600円
S2級	8,500円
S3級	9,600円
S4級	10,200円
S5級	10,600円

ウ 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

エ シニア一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
S1級	6,000円
S2級	7,400円
S3級	8,500円

オ 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

カ 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,300円

キ 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ク シニア医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
S1級	6,200円
S2級	8,000円
S3級	9,100円
S4級	9,700円
S5級	10,500円
S6級	11,300円
S7級	12,200円

ケ 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

コ シニア医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
S1級	8,100円
S2級	9,400円
S3級	9,700円
S4級	10,000円

別表第7 管理職手当額(第24条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額(円)
一般職基本給表(一)	7~8	I 種A	160,000
		I 種B	130,000
		II 種	110,000
	5~6	III種	90,000
教育職基本給表(一)	5	II 種	300,000
		III種	250,000
		IV種	80,200
		V種	66,800
		VI種	42,800
	4	IV種	68,800
		V種	57,300
医療職基本給表(A)	5~8	IV種	79,000
医療職基本給表(B)	5~7	II 種	102,000
		III種	90,000
	4~5	IV種	72,000

別表第8 医師等調整手当(第25条関係)

期間の区分	手当の額 円
1年未満	51,600
1年以上2年未満	51,600
2年以上3年未満	51,600
3年以上4年未満	51,600
4年以上5年未満	51,600
5年以上6年未満	51,600
6年以上7年未満	49,800
7年以上8年未満	48,000
8年以上9年未満	46,200
9年以上10年未満	44,400
10年以上11年未満	42,600
11年以上12年未満	40,800
12年以上13年未満	39,000
13年以上14年未満	37,200
14年以上15年未満	35,800
15年以上16年未満	34,400
16年以上17年未満	33,000
17年以上18年未満	31,600
18年以上19年未満	30,200
19年以上20年未満	28,800
20年以上21年未満	27,400
21年以上22年未満	26,800
22年以上23年未満	26,200
23年以上24年未満	25,200
24年以上25年未満	24,600
25年以上26年未満	24,000
26年以上27年未満	23,400
27年以上28年未満	22,800
28年以上29年未満	22,000
29年以上30年未満	21,700
30年以上31年未満	21,300
31年以上32年未満	20,700
32年以上33年未満	19,800
33年以上34年未満	18,900
34年以上35年未満	18,200
35年以上	0

別表第9 扶養手当(第26条関係)

(令和8年4月1日～)

教 職 員	扶 養 親 族	扶養手当の月額
一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき3,500円
	満60歳以上の父母及び祖父母	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
	重度心身障がい者	
その他教職員	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
	満60歳以上の父母及び祖父母	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
	重度心身障がい者	